

平成21年 6 月25日

株 主 各 位

大阪市住之江区北加賀屋五丁目 7 番30号
シンワオックス株式会社
代表取締役社長 今 田 輝 幸

「第34回定時株主総会招集ご通知」の訂正について

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成21年 6 月11日付でご送付いたしました「第34回定時株主総会招集ご通知」の記載内容に一部誤りがございました。

ここに深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正申し上げます。

なお、訂正箇所については、下線を付しております。

敬 具

記

<訂正箇所>

48頁、49頁、56頁および58頁

1. 【48頁】

(訂正前)

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額
及び減損損失

支払リース料	<u>1,555.352 千円</u>
リース資産減損勘定の取崩額	42,341 千円
減価償却費相当額	103,023 千円
支払利息相当額	10,520 千円
減損損失	14,738 千円

(訂正後)

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額
及び減損損失

支払リース料	<u>155.352 千円</u>
リース資産減損勘定の取崩額	42,341 千円
減価償却費相当額	103,023 千円
支払利息相当額	10,520 千円
減損損失	14,738 千円

2. 【49頁】

(訂正前)

(3) 同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種 類	会社等の 名称	資本金又は 出資金 (百万円)	事 業 の 内 容 又は職業	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関係当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の 子会社	(株)ギフト	10	生鮮品、 冷凍品、 冷 蔵 品 (業務用 魚 介 類 他)の販 売	—	商品の購入 <u>役員の兼任</u>	商品の 購入 (注 4)	172,861	買掛金	35,286

(4) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等 の名称 又は氏 名	資本金又は 出資金 (百万円)	事 業 の 内 容 又は職業	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関係当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役 員	今田 輝幸	—	当社代表 取締役社 長	(被所有) 直接 1.3	—	被保証 債務 (注 5)	491,885	—	—
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	(株)ベスト ライフ(注 6)	90	有料老人 ホームの 建設、企 画、販売、 運営、管 理及び当 該事業に 関わる一 切の事業 等	—	給食業務の受託 <u>役員の兼任</u>	業務の受 託(注 4)	1,377,958	売掛金	255,575
						資金の借 入(注 1)	330,000	短期借 入金	150,000

(訂正後)

(3) 同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種 類	会社等 の名称	資本金又は 出資金 (百万円)	事 業 の 内 容 又は職業	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関係当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の 子会社	(株)ギフト	10	生鮮品、 冷凍品、 冷 蔵 品 (業務用 魚 介 類 他)の販 売	—	商品の購入 ————	商品の 購入 (注 4)	172,861	買掛金	35,286

(4) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等 の名称 又は氏 名	資本金又は 出資金 (百万円)	事 業 の 内 容 又は職業	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関係当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役 員	今田 輝幸	—	当社代表 取締役社 長	(被所有) 直接 1.3	—	被保証 債務 (注 5)	491,885	—	—
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	(株)ベスト ライフ(注 6)	90	有料老人 ホームの 建設、企 画、販売、 運営、管 理及び当 該事業に 関わる一 切の事業 等	(被所有) <u>直接</u> 1.9	給食業務の受託 ————	業務の受 託(注 4)	1,377,958	売掛金	255,575
						資金の借 入(注 1)	330,000	短期借 入金	150,000

3. 【56頁】

(訂正前)

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

--

(訂正後)

監査役会の監査報告

--

4. 【58頁】

(訂正前)

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株式の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置しなければならぬことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

(訂正後)

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株式の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。

以 上